



# 見本②

- ・年税額（1年間にお支払いいただく税額の合計）
  - ・給与特徴税額（給与天引きでお支払いいただく税額の合計）
  - ・年金特徴税額（公的年金天引きでお支払いいただく税額の合計）
  - ・差引普通徴収税額（納付書または口座振替でお支払いいただく税額の合計）
- 年税額 = 給与特徴税額 + 年金特徴税額 + 差引普通徴収税額

市県民税の口座振替登録がある方は口座情報が記載されます。  
普通徴収分がある方はこの口座から引き落とされます。

通知書番号	000000000000008566766		
金融機関名 (支店名)			
口座番号		振替方法	
(口座名義人)			

  

	年 税 額	給与特別徴収税額	年金特別徴収税額	差引普通徴収税額
新 規	63,600		③	63,600

※「元当又は委託納付額」がある場合、実際に納める額は元当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

	第1期	第2期	第3期	第4期			
納期限	令和8年6月30日	令和8年8月31日	令和8年10月31日	令和9年2月1日			
新 規	0	21,600	21,000	21,000			
充当額							
差 引	18,600	15,000	15,000	15,000			

▼一括で納めていただく場合  
※一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。  
\*\*\*\*\*

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号	▼昨年度の通知書でお知らせした、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額 (仮徴収税額)
公的年金の種類	令和8年4月 令和8年6月 令和8年8月
支払者の名称	年金より特別徴収される額
支払者の法人番号	▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、 来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)
▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額	令和9年4月 令和9年6月 令和9年8月
令和8年10月 令和8年12月 令和9年2月	年金より特別徴収される額
新 規	

普通徴収でお支払いいただく方は、基本的に年4回に分けてのお支払いとなります。  
いつまでにいくらお支払いいただくかが記載されています。  
口座振替の方は記載されている金額が納期限の日引き落とされます。振替方法が「全期」の方は、第1期の納期限にまとめて引き落とされます。

公的年金から天引きされる方は、いつの年金からいくら天引きされるかが記載されています。  
基本的に①+②=③となりますが、③のほうが少ない場合は、③-①が還付になる場合があります。  
なお、④は次年度以降も年金特徴が継続する予定の場合に金額が記載されます。

